
資料編



○ 計画の検討経過

(1) 市川市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会の開催状況 (計画策定に関連する会議のみ抜粋)

開催日	会議	議題
令和4年5月20日	令和4年度第1回 市川市地域福祉専門分科会	(1)正副会長の選任について (2)第5期市川市地域福祉計画策定について ①本市の体制について ②国のガイドラインについて ③第5期計画の基本的考え方について
令和5年1月19日	令和4年度第2回 市川市地域福祉専門分科会	(1)前回会議における内容の確認 (2)地域福祉計画策定のためのアンケート調査報告書について (3)第5期市川市地域福祉計画における「基本理念」及び「行動指針」(案)について (4)重層的支援体制整備事業実施計画(案)の策定状況について
令和5年3月20日	令和4年度第3回 市川市社会福祉審議会	(1)副会長の選任について (2)成年後見制度利用促進計画の策定について(報告) (3)地域福祉専門分科会からの審議報告等について
令和5年5月29日	令和5年度第1回 市川市地域福祉専門分科会	(1)第5期市川市地域福祉計画の策定について (2)市川市よりそい支援事業(重層的支援体制整備事業)実施計画(案)について
令和5年7月5日	令和5年度第1回 市川市社会福祉審議会	(1)正副会長の選任について (2)市川市社会福祉審議会専門分科会について (3)次期計画の策定について(諮問) ①第5期市川市地域福祉計画
令和5年10月2日	令和5年度第2回 市川市地域福祉専門分科会	(1)正副会長の選任について (2)第5期市川市地域福祉計画の素案について
令和5年11月14日	令和5年度第3回 市川市社会福祉審議会	①次期計画(案)について ①第5期市川市地域福祉計画

開催日	会議	議題
令和6年1月19日	令和5年度第3回 市川市地域福祉専門分科会	(1)第5期市川市地域福祉計画（案）について
令和6年2月8日	令和5年度第4回 市川市社会福祉審議会	(1)パブリックコメントの結果について ①第5期市川市地域福祉計画 (2)次期計画の答申（案）について ①第5期市川市地域福祉計画

（2）地区推進会議の開催状況

開催日	会議	議題
令和5年3月16日	令和4年度第1回 地区推進会議	(1)次期地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果について (2)次期地域福祉計画の「基本理念」及び「行動指針」（案）について (3)市川市重層的支援体制整備事業（よりそい支援事業）の実施について
令和5年6月29日	令和5年度第1回 地区推進会議	(1)地区推進会議の役割について (2)市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）の実施について (3)第5期市川市地域福祉計画の策定について
令和5年8月22日	令和5年度第2回 地区推進会議	(1)令和4年度の振り返りシート及び地域ケア拠点での相談状況等について
令和5年11月13日	令和5年度第3回 地区推進会議	(1)第5期市川市地域福祉計画（案）について

（3）市川市地域包括ケアシステム推進委員会

開催日	会議	議題
令和5年11月6日	令和5年度第1回 地域包括ケアシステム 推進委員会	(1)第5期市川市地域福祉計画（案）の概要について

○ 市川市社会福祉協議会 地域福祉活動計画の概要

◎わかちあいプランは、地域福祉を推進するために基本理念を定めています。

○基本理念

＜安心して生み育て 安心して老いを迎えることができる「福祉のふるさと」としての福祉コミュニティを創ります＞

○スローガン

「One for all All for one （一人は地域のために 地域は一人のために）」

○計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間（第5期市川市地域福祉計画と同期間）

◎わかちあいプランは、支えあいの仕組みである互助を確立することを目指しています。

地域住民が「孤独死」、「ひきこもり」、「虐待」を早期に発見するという意識を醸成するとともに、専門職による支援、住民参加の促進を図るため、コミュニティソーシャルワーカーが小域福祉圏において個別支援と地域支援を行います。

◎わかちあいプランは、下記の施策に取り組むことを定めています。

○互助のまちづくり～地域福祉活動への支援～

- ・「お互いさま事業」実施支援
- ・てるぼサロンおよび地区社協事業の支援
- ・地域連携の強化の支援
- ・地域特性を生かした地区社協事業推進

○福祉専門職の充実

- ・専門職による支援充実と適正配置
- ・支援を必要とする人をキャッチするためのミニイベントの企画・実施
- ・各専門職やソーシャルワーカー（SW）の適正配置
- ・専門職の資質向上と働きやすい職場環境づくり

○個別支援の充実

- ・子ども食堂の支援
- ・フードバンクの推進とフードパントリーの支援
- ・いちかわ制服バンク事業の推進

○福祉きょういくの拡充

- ・子どもたちへの福祉きょういくの実施
- ・住民への福祉きょういくと活動の提案とコーディネート

○災害支援体制の構築

- 外国籍の方の支援～多文化共生社会の実現に向けて～
- 福祉の組織化と公益的事業の連携・協働
- 寄付文化の醸成
- 多種多様なニーズに応じた取り組み

◎**わかちあいプランは、市川市社会福祉協議会の経営方針を示しています。**

社会福祉協議会は、組織全体として利益を求めない非営利組織ですが、それぞれの非営利事業を支える財源確保や効率的なマネジメントを用い、活動を地域で支えるための方針を示し、その方針に則った取り組みが持続可能な経営方針としています。

◎**わかちあいプランは、住民による計画の進捗状況評価と見直しについて定めています。**

- 全体計画、地区社会福祉協議会計画（地区別計画）の評価と見直しは、互助活動の最前線である14の地区社協が行う「地域ケアシステム推進連絡会」で行います。
- 「地域ケアシステム推進連絡会」では、全体計画の達成度や課題を報告し、意見を伺い、その内容を見直しに反映します。地区別計画については、地区社協自らが定めた目標について、達成度や課題を振り返り、次の取り組みに生かすことが協働の地域づくりに不可欠といえます。

◎**わかちあいプランは、地区社会福祉協議会ごとの計画を定めています。**

わかちあいプランでは、市内14の地区社会福祉協議会ごとに、地域の方々が、

- ・「お互いさま事業」の実施・充実 ～身近な地域の支え合い～
- ・てるぼサロンおよび地区社協事業の充実 ～“ふれあい”や“つながり”を育むために～
- ・地域連携の強化 ～地域における福祉課題の把握と対応～
- ・地域で行いたい新たな取り組み ～新規事業や新たな提案～

の4つのテーマについて、今後6年間の事業計画を策定しています。

○ 市川市社会福祉審議会委員名簿

条例上の区分	所属・役職	氏名	地域福祉専門 分科会委員
学識経験 のある者	和洋女子大学 学長	岸田 宏司	○
学識経験 のある者	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院 主任教授	山下 興一郎	
学識経験 のある者	一般社団法人市川市医師会 副会長	福澤 健次	
学識経験 のある者	和洋女子大学 家政学部 家政福祉学科 教授	丸谷 充子	
学識経験 のある者	社会福祉法人慶美会 特別養護老人ホーム清山荘 施設長	森高 伸明	○
学識経験 のある者	市川商工会議所 理事 事務局長	山極 記子	
関係団体の 推薦を受けた者	市川市自立支援協議会 サンワーク相談支援事業所管理者 相談支援専門員	石原 めぐみ	
関係団体の 推薦を受けた者	市川市自治会連合協議会 理事	岩松 昭三	○
関係団体の 推薦を受けた者	公益社団法人市川市シルバー人材センター 事務局次長	菊田 裕美	
関係団体の 推薦を受けた者	市川市障害者団体連絡会 代表	木下 静男	
関係団体の 推薦を受けた者	市川市民生委員児童委員協議会 副会長	坪井 幸恵	○
関係団体の 推薦を受けた者	社会福祉法人市川市社会福祉協議会 常務理事	松尾 順子	○
関係団体の 推薦を受けた者	市川手をつなぐ親の会 副会長	村山 園	○
関係団体の 推薦を受けた者	特定非営利活動法人市川市ボランティア 協会 副会長	山崎 文代	○
市民		佐藤 理恵	○
市民		松丸 美弥子	
市民		松村 素子	
関係行政機関 の職員	千葉県市川健康福祉センター 副センター長	久保木 知子	○

令和6年2月1日現在 敬称略

○ 市川市社会福祉審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項（市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）第 12 条第 2 項に規定する市川市介護保険地域運営委員会の任務に係る事項及び市川市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 1 項に規定する市川市子ども・子育て会議の任務に係る事項を除く。）に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募の方法により選定するものとする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 臨時委員は、審議会の申出に基づき、第 1 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

6 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会は、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(事務)

第8条 審議会の事務は、福祉部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(市川市高齢化社会対策審議会条例の廃止)

2 市川市高齢化社会対策審議会条例(平成4年条例第1号)は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月24日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月26日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

○ 用語解説

	用語	解説	掲載ページ
あ 行	アウトリーチ	直訳では「手を伸ばすこと」をいいますが、福祉分野では支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人に対し、行政や相談機関等が積極的に働きかけて、支援を届けることをいいます。	41,52,124,125,127,131
	e-モニターアンケート	市川市 e - モニター制度（愛称：e モニ）のことで、市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録していただいた方に、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話へ電子メールで市からアンケートや情報を発信し、回答していただき、市民の声を広く集め市政に反映していくもので、パソコンでも携帯電話でも参加できます。	24,50,52,58,62,66,70,72,78,80,86,96,111,115
	市川市後見支援センター	認知症、知的・精神障がいなどが原因で、判断能力に不安がある方の暮らしについて、相談対応を行います。本センターは、本市が市川市社会福祉協議会に委託し、地域連携ネットワークの中心となり全体のコーディネートを行う中核機関を本市と一緒に担う機関であり、主な業務は、①後見制度を必要とする人が早期に制度につながるための仕組みづくり（広報機能）、②問題を抱えた本人や家族の相談を迅速かつ的確に解決いつながっていくための仕組みづくり（相談機能）、③本人がふさわしい形で成年後見制度利用ができるための体制整備、市民後見人の育成等（利用促進機能）、④後見人選任後、必要に応じて本人支援体制をフォロー（後見人支援機能）の4つの機能を担います。	59,60
	市川市自治会連合協議会	市川市内の全 226 自治（町）会で構成される組織です。全市的な組織であり、各自治（町）会への研修、市全域や複数地区にまたがる課題解決に向けた調整、行政への参画を行っています。活動目的に応じて構成される部会制度をとっています。	41,76,138
	市川市社会福祉審議会	市川市社会福祉審議会条例により地方自治法の規定にもとづき設置される常設の附属機関です。本市における高齢者福祉、障害者福祉その他社会福祉に関する事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議を行います。	44,110,115,134,135,138,139
	市川みんなで体操	高齢者の筋力アップを目的とした体操です。高齢者の筋力アップで高い効果がある、高知市で考案された「いきいき百歳体操」を参考に、市川市オリジナルの内容を考え、導入したものです。	84,85,127,131
	一般介護予防事業	介護保険法に規定された「介護予防・日常生活支援総合事業」のうちの1つで、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することで、介護予防の推進を図ることを目的として実施する事業になります。なお、一般介護予防事業は、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「地域リハビリテーション活動支援事業」、「介護予防把握事業」の4つの事業で構成されます。	85
	SNS	Social Networking Service の略で、インターネット上で交流できる仕組みです。使う人の用途によって様々な種類がありますが、共通した特徴は他者と繋がり、情報を共有できることです。	33,51

	用語	解説	掲載ページ
	NPO	NonProfit Organaization の略で、民間非営利団体などと訳され、非営利（利潤追求や利益配分を行わない）で、自主的に公共的活動を行う民間（政府機関の一部でもない）の組織、団体を指します。	2,14,18,24,32,33,34,38,42,44,47,50,51,65,72,79,92,104,105,110,112,114,116,117
	親子つどいの広場	主に 0 歳～3 歳までのこどもと保護者等が気軽に遊んだり、友達づくりや情報交換ができる場所です。保護者等からの相談・援助、地域の子育て関連情報の提供や地域の支援者への講習も行っていきます。	92,128
か 行	介護サービス事業所	介護保険法にもとづき、自宅における生活支援、日帰りで行う機能訓練・デイサービス及び施設における入所（入居）支援などのサービスを提供する事業所又は施設のことです。	57,63
	がじゅまる+ (がじゅまるぷらす)	重層的支援体制整備事業（市川市よりそい支援事業）における、多機関協働事業（126 ページ参照）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業（それぞれ 127 ページ参照）の 3 つの事業を担う支援機関の名称です。	41,74,126,127,131
	基幹相談支援センター	障害者総合支援法に規定された、総合的な相談に対応、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。また、相談支援又は障害児相談支援の従事者からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。	41,125,131,132
	居住支援協議会	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定された「住宅確保要配慮者居住支援協議会」のことです。	81
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる人のことをいいます。	90,91,113
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことをいいます。	84,85
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することをいいます。	24,42,49,58,59,60,112,114,121,
	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳の女性に限定し、各年齢ごとに出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯に何人の子供を産むのかを推計したものです。	29
	高齢者クラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、同じ地域に住む高齢者の方がクラブを作り、社会奉仕活動・娯楽活動・健康の増進・レクリエーション等、地域に応じたいろいろな活動を行っています。	92,110

	用語	解説	掲載ページ
	高齢者サポートセンター	本市における地域包括支援センターの愛称。地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3種類のチームアプローチにより、住民の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築し業務を実施しています。	41,56,63,68,110,125,128,131
	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいいます。	79
	こども館	乳幼児から18歳までの高校生が利用できる施設です。それぞれの年代に応じた遊びや交流を通して様々な体験ができます。	62,92,128,131
	こども食堂	地域のボランティアが子どもたちに無料または安価で栄養のある食事を提供する場所です。 食事の提供に加えて遊び場の提供や学習支援等が行われるなど、地域の人々と交流できる「子どもたちの居場所」にもなっています。	72,92,93,94,113
	コロナ禍	2020（令和2）年3月頃からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行による社会的に危機的な状況のことをいいます。	11,19,25,34,86
さ 行	在宅医療	外来や入院ではなく、自宅などで医療行為を行うことをいいます。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等があります。	38,42,49,56,57,112,114
	サロン	自分の家から通える範囲で誰でも気軽に参加することのできる地域の居場所のことをいいます。地区社会福祉協議会の承認を受け、市川市社会福祉協議会に登録したサロンのことを「てるぼサロン」と総称しています。	11,19,20,66,67,92,93,105,136,137
	自主防災組織	地域住民の互助の精神にもとづき、自主的に設立された組織で、地震等による被害の防止及び軽減を図るために防災活動を行います。	71,112
	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、親族がいない認知症の高齢者や知的障がいなどで判断能力が不十分な人の成年後見人となる人のことをいいます。	59,112,121

	用語	解説	掲載ページ
	社会福祉協議会	社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利の団体（社会福祉法人）です。地域社会において、保健や福祉に関する問題から地域における様々な生活活動に至るまでの諸問題の解決を、住民参加による自主的かつ主体的な福祉活動や行政との協働によって目指します。社会福祉協議会は全国すべての市区町村、都道府県ごとに設置されており、全国組織として全国社会福祉協議会があり、本市には市川市社会福祉協議会が置かれています。	2,5,9,18,30,47,58,60,65,68,73,77,97,98,101,105,106,110,111,116,121,136,137,138,
	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と併せ、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（地域福祉）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、これらにより社会福祉の増進に資することを目的として制定された法律です。	3,4,35,36,37,52,54,124,129,132
	重層的支援体制整備事業	社会福祉法に規定された事業で、市町村が行うこととされた手上げ方式の任意事業です。市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することが必要です。3つの支援は、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」として社会福祉法に規定され、これを支える事業として「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」があります。	5,9,36,52,53,54,67,72,90,91,96,111,123,124,125,131,132,134,135
	小域福祉圏	本市の地域福祉を推進するために必要な各種取組や仕組みづくりを効果的に展開していくための地域の範囲で、市内を14地区に区分した圏域のことをいいます。	40,41,68,92,96,106,107,110,116,136
	小学校区防災拠点協議会	自治（町）会役員、PTA、民生委員、消防団などで構成され、学校職員や市職員ともに、平時は減災に関する会議（年3回程度）や、避難所運営訓練を行い、災害時は主に避難所運営支援などを行う、小学校区防災拠点を地域から支える組織です。	71
	生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性等により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のことをいいます。	16,30,38,42,68,83,86,87,88,93,113,115,117,126,129,131,132
	生活保護	資産や能力等すべてを活用してもなお、生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。	16,30,86,88
	制度の狭間	公的な福祉サービス（高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの専門的な行政サービス）では対象とならない福祉ニーズのことをいいます。	2,41,52,53,74,124,126,130

	用語	解説	掲載ページ
	成年後見制度	認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいによって物事を判断する能力が不十分な方の日常生活を法的に支援する制度のことです。 お金の管理ができなくなったり、障がいのある家族の今後が不安なときなどに、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人が財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧に汲み取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。	5,9,24,58,59,60, 112,114,119, 120,121,134
た 行	第三者評価	質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、保育所、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、障害者支援施設、社会的養護施設などにおいて実施される事業について、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受ける仕組みです。	62,63,64
	ダブルケア	子育てと親族等の介護を同時期に行っている状態のことをいいます。	3,53,126
	地域共生社会	地域共生社会は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。 平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された、「ニッポン一億総活躍プラン」の「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向の中で、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していく方向性が初めて示されました。	3,35,36,37,38, 42,52,65,67,77, 79,96,97,113, 120,121,124
	地域ケア拠点	地域ケアシステムを推進するため、小域福祉圏（14 圏域）ごとに設置された拠点のことをいいます。広範な南行徳地区には 2 箇所、拠点が設置されているため、市内には 15 箇所の地域ケア拠点があります。	11,19,40,53,66, 67,92,93,100, 101,129,131, 135
	地域ケア拠点 相談員	15 の地域ケア拠点で事務に関わる人材のことをいいます。来所や電話で寄せられる様々な相談等を行政や専門機関等につなげることや、定期的に「相談員会議」を開催して情報共有等を行っています。地域ケア拠点の相談員は地区社会福祉協議会から推薦され、市川市社会福祉協議会会長が委嘱します。	101,110
	地域ケアシステム	平成 13 年度から開始した本市独自の事業で、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活を続けられるための仕組みのことです。①地域での支え合い②身近な場所での相談③行政の組織的な受け皿体制（行政による支援体制）という 3 つの基本的な考え方にもとづき、地区社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会、市川市のそれぞれが行動しています。 ①と②は、地区社会福祉協議会が活動の主体となり、地域課題の話し合い、地域ケア拠点での相談の受付、情報の収集や発信等を行っています。地域における人間関係が希薄化する中で、支援を必要とする人を孤立させないため、③の行政による後方支援と併せ、「地域の輪の中に受入れ、支え合う」仕組みとして機能しています。	3,11,18,19,20, 21,34,35,40,41, 53,66,67,68,112

	用語	解説	掲載ページ
	地域ケアシステム 推進連絡会	<p>地区社会福祉協議会が主催する、地域の情報、地域の課題などについて地域住民と関係機関が共有し、解決方法を導く場であり、多くの関係機関が集まる地域のプラットフォームの場となる会議体です。</p> <p>市川市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画（第5期わかちあいプラン）」で策定する「振り返りシート」を活用し、各地区社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、行政が各地区の地域課題を情報共有し、その課題についてどのように取り組んだかを毎年度振り返る場でもあります。</p> <p>【構成メンバーの例】</p> <p>自治（町）会関係者、民生委員・児童委員、高齢者クラブ関係者、子ども会関係者、ボランティア・NPO 団体関係者、障がい者団体関係者、学校関係者、地域ケアシステム相談員、高齢者サポートセンター職員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会職員、市職員等</p>	21,41,94,105, 106,107,110, 113,137
	地域子育て 支援センター	主に0歳～就学前までの子どもと保護者等が気軽に楽しく遊んだり、情報交換するなど、自由に利用できる場所です。保護者等からの相談・援助、地域の子育て関連情報の提供や各種子育て教室等の開催及び子育てサークルの支援も行っています。	92,128,131
	地域包括 ケアシステム	厚生労働省が提唱する2025（令和7）年を目途として、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことをいいます。	44,135
	地区社会福祉 協議会	<p>小学校区域や中学校区域で、中核となって地域福祉活動を推進する住民組織（地域福祉推進基礎組織）です。本市では、自治会地区連合会の地区割り（14地区）をもとに組織されています。</p> <p>地域の困りごとの実態把握や住民同士が話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」、小地域の地域福祉活動計画づくりやサロン活動、住民同士の支え合い活動などを通して地域の課題解決に取り組んでいます。</p>	19,20,40,53,59, 67,73,91,92,93, 94,105,110,116, 137
	地区推進会議	<p>地域ケアシステム推進連絡会での検討を踏まえ、毎年度作成された振り返りシートをもとに、住民に身近な圏域（14圏域）ごとの地域課題に関する情報共有や検証を行う会議体です。</p> <p>【構成メンバー】</p> <p>地区社会福祉協議会代表者、市川市ボランティア協会代表者、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会職員、市職員</p>	18,21,44,96,106, 107,110,113, 116,135
	通所型短期 集中予防 サービス事業	介護保険法に規定された「介護予防・日常生活支援総合事業」のうちの1つである、「通所型サービスC」のことです。	85

	用語	解説	掲載ページ
な 行	認知症	いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいいます。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症があります。症状としては、認知機能障害（物忘れなど）、行動・心理症状（幻覚、妄想、徘徊など）などがみられます。	9,68,79,98,113, 120
は 行	8050 問題	主に 80 代の親が、自宅にひきこもる 50 代の子どもの生活を支えるために、経済的、精神的に強い負担を感じている状態のことをいいます。	3,53,126
	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続きの事です。行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行います。	44,135
	バリアフリー	障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くことをいいます。もともとは段差や仕切りの解消などを指すことが多かったですが、最近では、意識や各種制度などのあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除く場面でも用いられています。	24,38,42,75,78, 79,80,113,114
	ひきこもり	様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形で外出はできる）ことをいいます。	53,126,136
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、その中でも災害時に特に避難に際し何らかの支援が必要な人を「避難行動要支援者」といいます。	13,34,70,71, 107,112
	フードバンク	賞味期限が近いなど、食品の品質には問題がないものの通常の販売が困難な食品や食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動のことです。	93,113,136
	福祉委員	社会福祉協議会から委嘱される、地区社会福祉協議会の構成員です。地域の福祉活動を推進する役割を担い、身近な地域の困りごと等の解決に向けた活動を行います。福祉委員の出身母体は、民生委員・児童委員、自治（町）会、地域ケア相談員でその大半を占めています。	21,24,25,32,33, 44,66,96,100, 104,106
	福祉コミュニティ	日頃から声をかけ合える付き合いがあること、多くの住民が参加してお互いを知り合える地域活動を行うこと、困ったときには自然と助け合う、お互いさまの関係づくりができることといった、地域福祉について住民同士が考え、取り組んでいる共同体（コミュニティ）のことをいいます。	11,24,37,42,65, 66,67,105,112, 114,136
	福祉有償運送	NPO や社会福祉法人等の非営利法人が、単独で公共交通機関の利用ができない方（要介護高齢者や障がい者等）のために会員制で実施する移動サービスのことです。	16,79,113
	プラットフォーム	地域福祉に係る課題に対し、誰でも自由に出入りしながら交流し、課題についての検討や連携を図る場のことをいいます。	21,105,110,127

	用語	解説	掲載ページ
	振り返りシート	地域住民、市川市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市が住民に身近な圏域（14 圏域）ごとの地域課題の情報共有を行うとともに、地域課題に対してどのように取り組んだのかを毎年度振り返るために作成するシートのことです。市川市では、地域課題の生活な把握と、地域課題に関する適切な進行管理のため、振り返りシートを活用します。なお、振り返りシートは市川市社会福祉協議会が策定するの「地域福祉活動計画（第5期わかちあいプラン）」との共通フォーマットです。	106,107,110,116,135
	防犯協会	地域住民及び事業所並びに関係機関との相互協力により、自主防犯意識の高揚と各種犯罪の予防活動を積極的に推進し、犯罪のない明るい住みよい街をつくることを目的とした自治（町）会や職域団体の代表者で構成される組織です。 犯罪の予防警戒等、自主防犯活動の推進、防犯思想の普及徹底、青少年の非行防止及び健全育成のための活動、防犯功労者等に対する表彰などを行っています。	76
	ボランティアセンター	ボランティア活動を行いたい個人や団体、また、ボランティアの方をお願いしたい個人や施設等の相談を受け、そのマッチングを行うとともに、各種講座の実施や情報誌の発行、ボランティア活動保険の受付など、ボランティアに関する様々な支援を行っています。市川市社会福祉協議会では、市川市分庁舎 C 棟と行徳支所内の2箇所にボランティアセンターの窓口を設置しています。	30
ま 行	民生委員・ 児童委員	民生委員は、民生委員法にもとづき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の公務員で、無償ボランティアで活動しています。また、民生委員は児童福祉法にもとづき児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれています。民生委員・児童委員は、地域で支援を必要としている方に対して、見守りや訪問を行っています。	13,32,33,34,41,44,47,51,53,59,63,77,94,100,106,107,110,113,138
や 行	ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。	3,53,126

第5期市川市地域福祉計画

発行日 令和6年3月
企画・編集 市川市福祉部地域共生課
発行者 市川市
〒272-8501
千葉県市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1111（代表）

いつも新しい流れがある 市川



